

西宮市立学校園保護者様

西宮市教育委員会

緊急事態宣言解除後の学校園の対応について（更新）

日頃より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

さて、兵庫県においては、9月30日(木)をもって緊急事態宣言が解除されて以降、全ての項目でステージⅢを下回る状況となったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る対処方針が変更されることになりました。

新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、今後も感染再拡大に十分警戒する必要があるため、本市においては、引き続き、感染防止対策に十分留意した教育活動を行ってまいります。

各家庭におかれましても下記の内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行ってまいります。

校外から大人数を呼び込むような校内行事（運動会・体育大会、音楽会、図工展、文化活動発表会、授業参観、オープンハイスクール・学校説明会、開かれた幼稚園事業等）を実施する際は、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席等の間隔を広く取るなど十分な対策を講じます。

2 宿泊的行事

宿泊を伴う学校行事（修学旅行及び自然学校等）については、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

3 部活動

・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。

活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。

（「西宮市立中学校の部活動方針」、「いきいき運動部活動（4訂版）」、「文化部活動の在り方に関する方針」）

部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

・県外での活動及び合宿（県内を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）。

【部活動の取扱い】

区 分	10/22～	
	県内	県外
練習・練習試合・大会参加・合宿	○	○

（裏面に続く）

4 ご家庭へのお願い

- ・各家庭において、毎日の登校前の検温など、健康観察をあらためて徹底いただくとともに、次の感染予防対策をお願いします。

(1) 感染源を絶つ

- ・児童生徒本人はもとより兄弟姉妹など同居の家族に発熱等の風邪症状(ワクチン接種後も含む)やPCR検査(医療従事者や職場等で定期的又は計画的に行われるPCR検査を除く)を受けている場合は登校させないようお願いいたします。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)
- ・児童生徒のワクチン接種にかかる、やむを得ない欠席及び副反応による欠席については、出席停止扱いとします。(なお、ワクチンの接種は強制ではありません。)
- ・感染不安による欠席について、合理的な理由があると校園長が判断する場合は出席停止とします。

(2) 感染経路を絶つ

- ・マスク(不織布が望ましい)の着用及び手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、登下校時に十分な身体的距離を取ることができる場合には、マスクを外すようお声掛けください。なお、マスクをはずした時には、会話を行わないようお願いいたします。

(3) 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を取り、規則正しい生活をお願いします。

(4) 不要不急の外出を自粛ください。

以上